

Medical*Online 会員規約

〔MOL個人会員規約〕

第1章 個人会員規約

第1条 (適用)

- 株式会社メテオ（以下、「メテオ」といいます。）は、インターネットを利用して運営、提供する「メディカルオンライン」（以下「MOL」といいます。）の利用に関し、会員規約を定めます。
- 会員規約は、MOL上の各サービス（以下、MOLで提供される各サービスを総称していうときは、単に「サービス」といいます。）を、MOLの会員（以下「会員」といいます。）が利用する場合の一切の事項に適用されます。

第2条 (会員規約の範囲)

- この会員規約本文以外に、メテオが別途欠の各号のもの（以下「利用規約等」といいます。）を定めた場合には、これらも会員規約の一部として、会員のサービスの利用に適用されるものとします（以下単に「会員規約」という場合には、「利用規約等」を含むものとします。）
 - 各サービス毎に定め、MOL上に表示した「利用規約」、および「ご利用上の注意」、「案内」等、名称の如何を問わず、各サービスの利用方法に関してMOL上で告知される利用上の決まり
 - 前号の他、会員の資格、権利、サービスの利用、その他必要事項に関し、MOL上の表示として併せてされる通知
- 前項の利用規約等は、特に適用期間を定めない限り、メテオが当該利用規約等をMOLに表示したときをもって効力を生じ、同時に会員の了承があったものとみなします。
- この会員規約本文と、利用規約等の内容が異なる場合には、利用規約等の定めが優先するものとします。

第3条 (会員規約の変更)

- 会員規約は、会員の了承を得ることなく、追加、変更される場合があります。
- 会員規約の追加、変更は、特に適用期間を定めない限り、メテオが当該追加、変更をMOLに表示したときをもって効力を生じ、同時に会員の了承があったものとみなします。

第2章 サービスの内容

第4条 (サービスの内容)

- MOLで提供されるサービスは、MOLトップページに表示されるサービスとしますが、基本的に、次の各号記載の情報提供サービスを中心とします。また、サービスの内容は、MOLにおいて合理的に提供可能なものに限られます。
 - MOL内に登録された情報の検索サービス
 - MOL内に登録された情報の閲覧サービス
 - MOL内に登録された情報のダウンロードサービス
 - その他、前各号に付帯して提供されるサービス
- MOL内に登録された情報であっても、情報の種類によっては、前項各号のサービスの対象とされる場合があります。
- MOLで提供されるサービスには、有料サービスと無料のサービスがあります。有料のサービスは、別途定める利用料金と連動したサービスとします。
- メテオは、サービスの内容、利用方法、利用条件等について会員規約とは別に任意の名称の規定を定めることがあります。その場合には、当該サービスについては、当該規定が会員規約に優先して適用されます。

第5条 (サービスの追加、変更)

- サービスは、会員の了承を得ることなく、適宜追加され、またその内容や名称等が変更され、あるいは中止される場合があります。

第6条 (知的財産権)

- MOLに登録された情報を含めて、MOLに掲載された一切の情報の著作権、商標権、特許権、その他の知的財産権は、MOLもしくは情報提供者に帰属します。

第3章 会員

第7条 (会員)

- 会員とは、メテオが別途定める手続きによりMOLへの入会を申し込み、メテオがこれを承認したものをいいます。
- 入会希望者はこの会員規約を掲載したMOLへの入会を申し込み、かつ、会員となった場合には、この会員規約を承諾したものとみなします。
- メテオは、入会申し込みを受け付けた後、必要な審査、手続きを経て入会を承認します。なお、入会申し込みがあった場合でも、メテオの審査において、会員とすることに支障があると判断された場合には、入会を承認しない場合があります。

第8条 (会員資格の取得禁止等)

- 会員は、会員としての資格、あるいは会員としてメテオに対して有する権利を第三者に譲渡し、貸与し、あるいは担保の目的とすることはできません。また、メテオの事前の書面による承諾なしに、会員としての義務を第三者に転嫁させることもできません。

第9条 (変更の届出)

- 会員は、住所、電話番号、クレジットカード番号もしくは有効期限、その他メテオの定めた手続きの過程でメテオに届け出た内容に変更が生じた場合には、すみやかにメテオが別途定める方法で、変更内容をメテオに届け出るものとします。なお、入会時点で登録した氏名については、婚姻による姓の変更を除き、メテオの承認なしには変更できないものとします。
- 会員が前項の届け出をなすまでの間、または届け出を怠ったことにより会員が被った不利益については、メテオは一切責任を負いません。

第10条 (退会)

- 会員がサービスの利用を終了する場合には、メテオ所定の手続きにより、メテオに対してMOLからの退会届けを提出するものとし、当該退会届けをメテオが受領したときをもって、会員は、MOLから退会したものとします。なお、会員が退会した場合でも、メテオが既に受領したサービスの利用料、その他の金銭債務の払戻金となされません。
- 会員が個人会員の場合において、会員が死亡した場合には、当該会員は

MOLの会員資格を失うものとします。

第11条 (除名)

- 会員が、次の各号のいずれかに該当した場合には、メテオは、何らの通知催告をすることなく、ただちに当該会員をMOLから除名できるものとし、除名により当該会員は会員資格を喪失するものとします。

- 第7条、第8条の禁止行為を行ったとき
 - その他、会員規約に違反したとき
 - メテオへの届け出た内容が虚偽であったとき
 - 利用料、その他メテオへの支払を怠ったとき
 - クレジットカードによる支払いを行っている場合において、当該クレジットカードや支払いに連動した利用が停止された場合
 - その他、会員として不適当とメテオが判断したとき
- 前項により除名された場合、当該会員は、メテオに対して負担する利用料、その他の支払債務の一切につき期限の利益を喪失し、ただちにその全額をメテオに支払うものとします。

第4章 会員の利用と義務

第12条 (設備等の準備、維持)

- サービスの利用に必要な機器、ソフトウェア、その他の設備、および回線利用契約の締結、インターネット接続サービスへの加入、その他サービスの利用に必要な一切の必要な準備、ならびにその維持は、会員が自己の費用と責任で行うものとします。

第13条 (会員規約の遵守等)

- 会員は、会員規約を遵守してサービスを利用するものとします。
- 個別のサービスの利用に当たって、メテオが定めた手続きがある場合には、会員は当該手続きを経て、当該個別のサービスを利用するものとします。

第14条 (会員の責任)

- 会員は、サービスの利用を通じて発言する情報につき、一切の責任を負うものとします。
 - 会員のIDを用いて行われた一切の行為については、当該行為を会員自身が行ったか否かを問わず、当該会員が責任を負うものとします。
 - 会員が、他の会員、その他の第三者から要求、クレーム等を受け、または他の会員、その他の第三者に対して要求、クレーム等がある場合には、会員は自己の責任の負担で、これらの要求、クレーム等、およびこれに起因する紛争を処理解決するものとし、メテオに一切迷惑または損害を与えないものとします。
 - 会員は、前各号、その他サービスの利用に関連してメテオに損害を与えた場合、当該損害を賠償するものとします。
- #### 第15条 (IDおよびパスワードの管理)
- 会員は、メテオが付与したIDおよびパスワードの使用および管理につき責任を負うものとし、会員の故意、過失を問わず、IDおよびパスワードが第三者に利用されたことに伴う損害（当該IDおよびパスワードにより利用されたサービスの利用料、その他の支払債務の負担を含みます。）は、会員自身が負担するものとします。
 - 会員は、自己のIDおよびパスワードを、譲渡、貸与、名義変更、担保の目的での提供、その他第三者の利用に供する行為は一切行わないものとします。
 - 会員は、自己のIDおよびパスワードが第三者に利用されている場合、またはそのおそれがある場合、あるいはパスワードを失念した場合には、ただちにメテオに通知し、メテオの指示に従うものとします。

第16条 (著作権等の尊重)

- 会員は、サービスを通じて入手される情報が、メテオまたは情報提供者の著作権、商標権、特許権、その他の知的財産権に係るものであることを認識し、これらの情報を、権利者の許諾なくして、著作権者、商標権者、特許権者、その他の知的財産権者等が規定する範囲を越えて、自らまたは第三者をして、複製、翻案、頒布、出版、使用、実施、その他の利用を行わないものとします。

第17条 (営業活動の禁止)

- 会員は、メテオが承認した場合を除き、サービスを通じて営業活動（営利を目的とした一切の行為、およびその準備行為、予備行為を含みます。）を行なってはならないものとします。

第18条 (禁止行為)

- 会員規約で特に定めた事項の他、会員は、サービスの利用に関連して、以下の各号の行為を行ってはならないものとします。
 - 他者の著作権、商標権、特許権、その他の知的財産権を侵害する行為、もしくは侵害を可能ならしめる行為
 - 他者の財産権、プライバシーもしくは肖像権等の人格権を侵害する行為、もしくは侵害を可能ならしめる行為
 - 犯罪行為、また犯罪と結びつき、あるいは結びつくおそれのある行為
 - 虚偽情報の流布行為
 - 猥褻、児童ポルノ、児童虐待に相当する画像、文書等の送信行為
 - 無断で録音の開設または盗用行為
 - MOL上の情報の改ざん、消去行為
 - 名義を偽ってサービスを利用する行為
 - ウィルス等の有害なプログラムの送信行為、あるいは送信可能な状態におく行為
 - 選挙運動またはこれに類する行為
 - メテオのサービスを妨げ、または妨げるおそれのある行為
 - メテオの信用、財産を毀損し、または毀損するおそれのある行為
 - その他法令に違反する行為、または公序良俗に反する行為

第5章 利用料金

第19条 (利用料)

- サービスの利用料、その他サービスを通じて発生する債務は、メテオが別途定めたとおりとします。

第20条 (支払方法)

- 会員は、利用料、その他サービスを通じて負担する債務を、次のいずれかの方法のうち、メテオが承認した方法により支払うものとします。
 - メテオが承認したクレジットカードによる支払い
 - メテオが別に定める方法による支払い

第21条 (支払い)

- メテオは、毎月所定の決済日をもって、会員のIDに関し発生した当月分の利用料、その他の債務を集計します。ただし、メテオの選択により、サービス利用に都度利用料を集計する場合があります。
- 前項に基づき集計された金額を、メテオは、前条により定めた支払い方法に従って請求し、会員は、当該支払い方法に従いこれを支払うものとします。

第22条 (過払戻金)

- 会員が、利用料、その他の債務を支払期日に支払わない場合には、会員は、支払期日の翌日から完済に至るまで、年4.6%の割合による過払戻金を支払うものとします。

第6章 サービス運営上の措置

第23条 (1Dの一時停止)

- 以下の各号のいずれかに該当する場合、メテオは、会員の承諾なしに当該会員のIDの利用を一時的に停止できるものとします。
 - 電話、FAX、電子メールによる連絡がとれない場合
 - 会員に送付した郵便物が返送されてきた場合
 - 前各号の他、緊急性が高いとメテオが判断した場合
- 前項の措置がとられたことにより、会員がサービスを利用できずに会員に損害が発生した場合でも、メテオは責任を負わないものとします。

第24条 (サービスの中断)

- メテオは、次の各号のいずれかの事象が生じた場合、会員に事前通知することなく、一時の中断をサービスの全部または一部で中断することがあります。
 - サービス用設備の保守の必要がある場合
 - 停電、火災等、社会インフラの障害によりサービスが提供できない場合
 - 天災、戦争、暴動等の不可抗力でサービスの提供ができない場合
 - 法令に基づく措置によりサービスが提供できない場合
 - その他、運営上、技術上の理由によりサービスの中断が必要であるとメテオが判断した場合
- 前各号に基づきサービスの中断がなされた場合、メテオは、これに起因して生じた会員の損害につき責任を負わないものとします。

第25条 (サービスの中止)

- メテオは、MOL上に事前告知することにより、サービスの全部または一部の提供を中止できるものとします。
- 前項に基づきサービスの中止がなされた場合、メテオは、これに起因して生じた会員の損害につき責任を負わないものとします。

第26条 (情報の削除)

- 会員がMOLに登録した情報については、メテオが定める期間の経過、情報量の超過、設備の保守管理、サービスの運営、会員規約違反の疑い、その他メテオの判断により、メテオは、会員に事前の通知をすることなく削除することができるものとします。ただし、このことは、メテオが削除義務を負うことを意味するものではありません。

第27条 (免責)

- メテオは、サービスにより提供される情報について、その完全性、正確性、特定目的への適合性、有用性等を保証するものではありません。
- メテオは、会員がMOL上に登録した情報の消失（メテオによる削除を含む）、他者による改ざんに関し、いかなる責任も負わないものとします。
- メテオは、会員規約で明示的に定める場合の他、会員がサービスの利用に関連して被った損害、サービスを利用できなかったことに損害に関し、いかなる責任も負わないものとします。

第7章 個人情報保護

第28条 (個人情報の取扱い)

- メテオは、サービスを通じて取得した会員の個人情報（MOL上で会員が非公開としている個人の属性に係る情報をい、以下同じとします。）を、別途MOL上に掲示する「個人情報保護ポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。
- メテオは、会員の個人情報を、以下の各号に記載する場合を除き、サービスの提供以外の目的で利用しないものとします。
 - 会員に対し、メテオ、またはメテオの業務提携先等の広告宣伝のための電子メール、ダイレクトメールを送付する場合
 - 会員から個人情報の利用に関する同意を求めるための電子メールを送付する場合
 - その他会員の同意がある場合
- 法律上の強制手続による場合には、メテオが前項の義務を負いません。
- メテオは、新規サービスの開発、サービス運営の向上等を目的として、会員の個人情報の集計、分析を行い、個人の識別、特定不可能のように加工することができるものとします。かかる加工がなされた情報については、第1項、第2項の適用を受けないものとします。

第8章 その他

第29条 (秘密保持)

- メテオおよび会員は、サービスを通じて取得したメテオまたは会員の業務上または技術上の情報であって、秘密である旨の表示または指定がなされたもの（以下「秘密情報」といいます。）を、会員資格の存続期間中はもとより、当該資格の喪失後においても、第三者に漏洩してはならず、当該秘密情報を提供された目的で利用してはならないものとします。ただし、以下の各号の一に該当する情報は、秘密情報から除きます。
 - 開示が法的に公知のもの、または開示後該開示者の責によらず公知となったもの

Medical*Online 会員規約

- (2) 開示者が開示を行った時点で既に被開示者が保有しているもの。
(3) 被開示者が第三者から秘密情報等を負うことなく正当に入手したもの。
(4) 開示者からの開示以降に被開示者が秘密情報に寄らずに独自に開発したもの。
2.メテオおよび法人会員は、相手方から開示された秘密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならぬものとします。
3.メテオおよび会員は、会員契約が終了したとき、または相手方から請求〔MOL法人会員規約〕

第3章 法人会員規約

第3条 (適用)

- 1.株式会社メテオ（以下「メテオ」といいます。）は、インターネットを利用して運営、提供する「メディカルオンライン」（以下「MOL」といいます。）の利用に関し、法人会員規約を定めます。
2.法人会員規約は、MOL上の各サービス（以下、MOLで提供される各サービスを総称していうときは、単に「サービス」といいます。）を、MOLの法人会員（以下「法人会員」といいます。）が利用する場合の一切の事項に適用されます。
3.法人会員規約は、法人会員のみに適用される規約を「MOL個人会員規約」の特例として定めるものです。従って、法人会員規約に定めのない事項については、法人会員の利用の場合にも「MOL個人会員規約」が適用されるものとし、また「MOL個人会員規約」と法人会員規約で、同一事項について異なる定めがある場合には、法人会員の利用においては法人会員規約が優先適用されます。

第2条 (法人会員規約の変更)

- 1.法人会員規約は、法人会員の了承を得ることなく、追加、変更される場合があります。
2.法人会員規約の追加、変更は、特に適用開始時期を定めない限り、メテオが当該追加、変更をMOLに表示したときをもって効力を生じ、同時に法人会員の了承があったものとみなします。

第2章 法人会員契約

第3条 (法人会員の種類)

法人会員には、基本料金プラン法人会員、パッケージ法人会員（以下「パッケージ法人会員」といいます。）、フリーアクセス法人会員（以下「フリーアクセス法人会員」といいます。）および、パーミッション法人会員（以下「パーミッション法人会員」といいます。）があります。

第4条 (利用申込み)

4-1 基本料金プラン法人会員

- 1.基本料金プラン法人会員を希望される場合には、メテオが別途定める書類により入会申込みをいただきます。メテオは、提出された書類を審査の上、入会承認します。なお、審査の結果によっては、入会承認されない場合があります。
2.入会審査の必要上、申込者の商業登記簿謄本、資本金証明書、印鑑証明書、その他の書類を提出いただく場合があります。
3.第1項に基づくメテオの入会承認をもって、基本料金プラン法人会員契約が成立します。

4-2 パッケージ法人会員およびフリーアクセス法人会員

- 1.パッケージ法人会員およびフリーアクセス法人会員を希望される場合には、メテオが定める書類により、メテオが認めた正規の販売代理店（以下「代理店」といいます。）を通して、入会申込みをいただきます。メテオは、提出された書類を審査の上、入会を承認します。なお、審査の結果によっては、入会を承認されない場合があります。
2.第1項に基づくメテオの入会承認をもって、パッケージ法人会員およびフリーアクセス法人会員契約が成立します。
3.パッケージ法人会員およびフリーアクセス法人会員の契約期間は、1年間とします。パッケージ法人会員においては、1年間の契約期間内に、別途定める契約最大利用回数を消化した場合、契約終了したのとし、別途定めるパッケージ料金の月割りの再契約もしくは、新規パッケージを申込むことが可能となります。

4-3 パーミッション法人会員

- 1.パーミッション法人会員を希望される場合には、メテオが定める書類により入会申込みをいただきます。メテオは、提出された書類を審査の上、入会を承認します。なお、審査の結果によっては、入会が承認されない場合があります。
2.入会審査の必要上、申込者の商業登記簿謄本、資本金証明書、印鑑証明書、その他の書類を提出いただく場合があります。
3.第1項に基づくメテオの入会承認をもって、パーミッション法人会員契約が成立します。

第3章 サービスの利用

第5条 (利用人数)

5-1 基本料金プラン法人会員

- 1.基本料金プラン法人会員は、一つの法人会員契約で、最大で100個までのID/パスワードを登録できるものとし、当該法人会員の役員、従業員、使用人、学生等（以下「従業員等」といいます。）に、MOLのサービスを利用させることができます。
2.基本料金プラン法人会員は、100IDを超える利用を要望する場合には、新たに別の基本料金プラン法人会員契約をMOLと締結するものとしますが、この場合の契約においても、利用可能ID数は、1契約当たり最大で100IDとし、以後も同様とします。

5-2 パッケージ法人会員

パッケージ法人会員については、次のいずれかの方式を、入会申し込みの際に選択するものとし、選択された方式により利用できるものとします。

- (1) ID/パスワード認証方式
一つの法人会員契約で、メテオが発行する100個までのID/パスワードを登録して、当該法人会員の従業員等、MOLのサービスを利用させるこ

とができます。
(2) IP認証方式の登録
一つの法人会員契約で、当該法人会員が定めるIPアドレスをメテオに登録して、当該法人会員の従業員等、MOLのサービスを利用させることができます。

5-3 フリーアクセス法人会員

- 1.フリーアクセス法人会員については、次のいずれかの方式を、入会申し込みの際に選択するものとし、選択された方式により利用できるものとします。
(1) ID/パスワード認証方式
一つの法人会員契約で、メテオが発行する100個までのID/パスワードを登録して、当該法人会員の従業員等、MOLのサービスを利用させることができます。
(2) IP認証方式の登録
一つの法人会員契約で、当該法人会員が定めるIPアドレスをメテオに登録して、当該法人会員の従業員等、MOLのサービスを利用させることができます。

2.フリーアクセス法人会員の利用組織およびMOL利用区分
フリーアクセス法人会員は、入会申し込みの際、フリーアクセスの方法によりMOLを利用する利用組織およびそのMOL利用者数（以下「FTE」といいます。）を特定するものとし、当該FTEに応じた利用料金体系に基づき、FTEの範囲内で利用させるものとします。

54 パーミッション法人会員

パーミッション法人会員は、一つの法人会員契約で、1名の役員、従業員、使用人等（以下「法人担当者」といいます。）を登録して、MOLのパーミッションサービスを利用させることができます。

第6条 (管理責任者)

6-1 基本料金プラン法人会員

- 1.基本料金プラン法人会員は、従業員等の中から、基本料金プラン法人会員によるサービスの利用を管理する責任者（以下「管理責任者」といいます。）を定め、その所属、役職、氏名等の必要事項をメテオに通知するものとします。
2.管理責任者は、利用者の変更等に伴うID/パスワードの管理を適切に行うものとします。
3.メテオは、別段定めのない限り、基本料金プラン法人会員に対する通知、連絡、その他の対応については、管理責任者を通じて行うものとします。

6-2 パッケージ法人会員およびフリーアクセス法人会員

- 1.パッケージ法人会員およびフリーアクセス法人会員は、代理店からの申込書に利用を管理する責任者（以下「管理責任者」といいます。）を定め、その所属、役職、氏名等の必要事項をメテオに通知するものとします。
2.管理責任者は、利用者の変更等に伴うID/パスワードの管理を適切に行うものとします。
3.メテオは、別段定めのない限り、パッケージ法人会員およびフリーアクセス法人会員に対する通知、連絡、その他の対応については、代理店もしくは管理責任者を通じて行うものとします。

第7条 (利用者)

7-1 基本料金プラン法人会員

- 1.基本料金プラン法人会員は、当該法人会員の従業員等のうち、管理責任者が指定した従業員等を利用者（以下「利用者」といいます。）とすることができず。
2.前項の利用者が行ったサービスの利用については、メテオはこれを、当該利用者の属する法人会員による有効な利用として取り扱い、所定の利用料を請求できるものとします。

7-2 パッケージ法人会員およびフリーアクセス法人会員

- 1.パッケージ法人会員およびフリーアクセス法人会員は、当該法人会員の従業員のうち、管理責任者が指定した従業員等を利用者とすることができます。
2.前項の利用者が行ったサービスの利用については、メテオはこれを、当該利用者の属する法人会員による有効な利用として取り扱い、所定の利用料を請求できるものとします。

第8条 (会員規約の遵守)

- 1.法人会員は、利用者に対して、「MOL個人会員規約」および「MOL法人会員規約」（以下、併せて「会員規約」といいます。）を遵守させるものとします。

2.利用者が会員規約に違反した場合には、メテオは、当該利用者のサービス利用を取消し、または法人会員契約を解除できるものとします。

3.管理責任者または利用者が、サービスの利用に關連して、メテオあるいは第三者に損害を与えた場合には、法人会員が当該損害を賠償するものとします。

第9条 (禁止行為)

9-1 MOL個人会員規約第18条で定めた事項の他、法人会員は、サービスの利用に関して、以下の各号の行為を行ってはならないものとします。

- 1.法人会員は、ロボット等による機械的な大量のダウンロード行為をしてはならないものとします。トライアル利用においても、同様とします。

- 2.フリーアクセス法人会員は、特定の機能を対象とした大量のダウンロード行為をしてはならないものとします。トライアル利用においても、同様とします。

- 9-2 法人会員利用による禁止行為が行われた場合には、メテオは、サービスの利用停止を行い、当該法人会員管理責任者に対して、適切な措置を求めることが出来るものとします。具体的な禁止行為とこれに対するメテオの

付 則

この会員規約は、2000年10月1日から実施します。
(2019年10月31日改定)

措置を例示すると次のとおりです。なお、次の各号は例示であり、具体的な禁止行為およびメテオの措置はこれらに限られるものではありません。

1. ロボット等による機械的な大量のダウンロードが発覚した場合、メテオは当該法人会員に対して、サービスの利用停止を行い、管理責任者へその内容を通知し、適切な処置を求めることが出来るものとします。

2. 一定期間(1時間)内に同一端末から連続して50文脈の利用があった場合、メテオは自動的に当該端末のみを最大1時間の利用停止とし、当該法人会員管理責任者へ通知するものとします。

3. 契約期間中に、特定の機能を対象とした過剰的な大量のダウンロードが行われた場合、200文脈のダウンロードが発覚した時点で、当該法人会員管理責任者へその内容を通知し、利用停止を含めた適切な処置を求めることが出来るものとします。

- 4.2または3号の措置が行われたにもかかわらず、再び同様の禁止行為を行い、当該禁止行為による利用文脈数が合計して300に達した場合は、メテオは当該法人会員に対して、サービスの利用停止を行い、管理責任者へその内容を通知し、適切な処置を求めることが出来るものとします。

第4章 利用料

第10条 (利用料)

10-1 基本料金プラン法人会員

- 1.基本料金プラン法人会員は、利用者のサービス利用に係わる利用料を、法人契約で定める支払い条件により、一括してメテオに支払うものとします。
2.契約期間内に解約された場合でも、料金の払い戻しは一切しないものとします。

3. サービス毎の利用単価、料金体系、新サービスについての利用料等については、メテオは、基本料金プラン法人会員の了承を得ることなく、1ヶ月以上の予告期間をもって、随時変更、追加する場合があります。

10-2 パッケージ法人会員およびフリーアクセス法人会員

- 1.パッケージ法人会員およびフリーアクセス法人会員は、MOLサービス利用に係わる利用料を、代理店を通して、契約で定める支払い条件により、メテオに支払うものとします。
2.契約期間内に解約された場合でも、料金の払い戻しは一切しないものとします。

10-3 パーミッション法人会員

- 1.パーミッション法人会員は、MOLサービス利用に係わる利用料を、契約で定める支払い条件により、メテオに支払うものとします。
2.契約期間内に解約された場合でも、料金の払い戻しは一切しないものとします。

第5章 サービス利用の中止、解除

第11条 (サービス利用の中止)

法人会員がサービスの利用を中止する場合には、メテオが別途定める方法により、メテオがしてサービス利用の中止を通知するものとします。この場合、通知月の末日をもって、利用中止の効力が発生するものとします。

第12条 (解除)

法人会員またはメテオが次の各号のいずれかにて該当した場合には、該当当事者は当然に期限の利益を喪失し、相手方に対する金銭債務をただちに弁済することともに、相手方は、何らの通知、催告を要せず、ただちに法人会員契約を解除できるものとします。

- ・ 差押え、仮差押え、仮処分または強制執行の申立てがあったとき
- ・ 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または担保差押えを受けたとき
- ・ 手形、小切手か破毀となったとき
- ・ 破産、会社更生開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、その他法的な整理手続きの申立てがあったとき、または清算に入ったとき
- ・ 解散、合併、または営業の全部もしくは重要な一部を譲渡しようとしたとき
- ・ 法人契約、会員規約に違反し、相当の期間を定めた催告にもかかわらずなお是正されないとき
- ・ 利用者が「MOL個人会員規約」第11条に該当したとき
- ・ 法人会員のメテオへの届出事項や登録事項につき虚偽があったとき
- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標榜団体、特殊知能暴力集団もしくはそれらの関係者(以下、総じて反社会的勢力という)に該当し、または反社会的勢力との取引もしくは人的、資金的関係があるとメテオが判断したとき

第6章 その他

第13条 (管轄裁判所)

法人会員とメテオの間の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とします。

第14条 (準拠法)

会員規約に関する準拠法は日本法とします。

付 則

この会員規約は、2000年10月1日から実施します。
(2017年10月31日改定)